

(お知らせ)

令和5年1月20日  
防 衛 省

### 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間として10日間を経過した後（令和5年1月30日以降）、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることとなります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考)対象防衛関係施設として新たに指定される施設

#### (1) 陸上自衛隊

- ・ 名寄駐屯地
- ・ 上富良野駐屯地
- ・ 美唄駐屯地
- ・ 北千歳駐屯地
- ・ 静内駐屯地
- ・ 弘前駐屯地
- ・ 八戸駐屯地
- ・ 岩手駐屯地
- ・ 大和駐屯地
- ・ 秋田駐屯地
- ・ 福島駐屯地
- ・ 郡山駐屯地
- ・ 宇都宮駐屯地
- ・ 下志津駐屯地
- ・ 横浜駐屯地
- ・ 松本駐屯地
- ・ 駒門駐屯地
- ・ 豊川駐屯地
- ・ 大津駐屯地
- ・ 大久保駐屯地
- ・ 川西駐屯地
- ・ 青野原駐屯地
- ・ 姫路駐屯地
- ・ 日本原駐屯地
- ・ 松山駐屯地
- ・ 飯塚駐屯地
- ・ 小郡駐屯地
- ・ 久留米駐屯地
- ・ 相浦駐屯地
- ・ 相浦駐屯地崎辺分屯地
- ・ 竹松駐屯地
- ・ 湯布院駐屯地
- ・ 桜森高射教育訓練場
- ・ 祝梅高射教育訓練場
- ・ 名寄高射教育訓練場（内淵地区）

(2) 海上自衛隊

- 舞鶴海上訓練指導隊
- 鹿兒島音響測定所
- 長浦・新井地区
- 父島基地分遣隊
- 呉地方総監部からす小島係留所
- 呉地方総監部係船堀地区
- 阪神基地隊
- 仮屋磁気測定所
- 由良基地分遣隊
- 呉教育隊
- 呉警備隊
- 佐伯基地分遣隊
- 呉港務部第3区
- 下関基地隊
- 崎辺地区
- 奄美基地分遣隊
- 平瀬地区
- 舞鶴警備隊
- 新潟基地分遣隊
- 第1術科学校
- 第1術科学校大原訓練場

(3) 航空自衛隊

- 熊谷基地
- 武山高射訓練場長井統制地区